

福祉施設職場体験事業実施要項

(目的)

第1 この要項は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、福祉・介護人材確保対策事業委託契約及び青森県保育士・保育所支援センター事業業務委託契約に基づき、福祉・介護・保育人材の確保等を目的に実施する職場体験事業（以下「本事業」という。）の円滑な運営を図ることを目的として定めるものである。

(事業の内容)

第2 県社協は、職場体験を提供する施設等に対して本事業を周知すると共に、職場体験に参加する者が円滑に体験を行えるよう支援する。

1 対象者

- (1) 潜在的有資格者または福祉・介護業務経験者等で、福祉・介護分野への就業を希望する者。
- (2) 小中学生・高校生・大学生・就活中の者・主婦・中高年齢者等で、福祉・介護分野に興味を有する福祉・介護業務未経験者。
- (3) 保育分野への就職に興味を有する者。
- (4) 小中学校・高等学校・特別支援学校等の生徒に対し、福祉・介護分野の教育・指導等を行っている教員。

2 受入施設等

老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等に基づく施設等。

3 体験内容等

- (1) 体験内容は、施設や業務の見学、利用者の介護・介助の補助、利用者との交流、掃除や洗濯等の作業補助等とする。ただし、受入施設により体験内容は異なる。
- (2) 体験期間は1人当たり10日以内とし、1日当たりの体験時間は8時間以内とする。

4 参加費

体験参加者の参加費は無料とする。ただし、体験に要する交通費、食事代、宿泊費、健康診断費等の諸経費は体験参加者の負担とする。

5 体験受入費用

県社協は、受入施設に対し、体験受入費用として1人1日当たり5,920円を支払うものとする。

6 福祉人材バンクとの連携

県社協は、本事業の実施にあたり、受入施設の所在地を所管する福祉人材バンクとの連携を図るものとする。

(事業実施期間)

第3 本事業の実施期間は、毎年度4月初日から翌年3月末日までとする。

(体験申込)

第4 体験希望者は、福祉施設職場体験事業申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、県社協または福祉人材バンクあて申込みものとする。

(体験決定)

第5

- 1 県社協または福祉人材バンクは、前項の申込を受けて、受入施設及び体験期日を調整し、受入施設に対して本事業の受入を依頼する。
- 2 受入施設は、福祉施設職場体験事業受入承諾書(様式第2号)に職場体験時の注意事項等を添えて、県社協または福祉人材バンクへ提出するものとする。
- 3 県社協または福祉人材バンクは、前項の承諾書を受けて、体験申込者に対して受入決定を通知する。

(体験報告)

第6

- 1 体験終了後、体験参加者は体験ノートを作成して、県社協または福祉人材バンクへ体験ノートの写しを提出する。
- 2 福祉人材バンクは、前項の体験ノートの写しを県社協へ送付する。

(体験受入費用の請求)

第7

- 1 受入施設は、体験終了後、福祉施設職場体験事業請求書(様式第3号)を県社協または福祉人材バンクへ提出するものとする。
- 2 福祉人材バンクは、前項の請求書を県社協へ送付する。

(体験受入費用の支払い)

第8 県社協は、第7の請求書に基づき、受入施設が指定する口座へ速やかに体験受入費用を送金するものとする。

(その他)

第9 県社協は、体験参加者の万が一の事故に備え、ボランティア行事用保険に加入するものとし、保険料は県社協が負担する。

附 則 この要項は、平成21年7月27日から施行する。

附 則 この要項は、平成22年5月19日から施行する。

附 則 この要項は、平成24年5月7日から施行する。

附 則 この要項は、平成24年6月13日から施行し、平成24年5月7日から適用する。

附 則 この要項は、平成25年4月25日から施行する。

附 則 この要項は、平成28年4月6日から施行する。

附 則 この要項は、平成29年1月30日から施行する。

附 則 この要項は、平成29年4月11日から施行し、平成29年4月1日から適

用する。

- 附 則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この要項は、令和5年9月26日から施行する。
- 附 則 この要項は、令和6年11月8日から施行する。

